

[事案 22-105] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入した医療保険について説明不足等があったとして、契約を無効とし既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 1 月、夫とともに、夫の知人である募集人を通じて医療保険に加入したが、保険料払込期間は 65 歳までとしたい旨伝えていたにもかかわらず、説明を受けることなく終身払込みとなっていた。契約を無効とし、これまで払い込んだ保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、保険料払込期間に関する説明は適切に行っており、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 申立契約に関しては、当初、65 歳保険料払込期間満了にて提案を行ったが、申立人の夫より、月々の保険料負担額を夫婦合計で 3 万円くらいにしたいとの要望があり、かかる要望に近づけるべく、保険料払込期間を終身に変更し、あらためて説明、提案を行い、申立人より了承を得て申込に至ったものである。
- (2) 申立人より受領した生命保険申込書、および申立人に交付した生命保険証券にも、保険料払込期間が終身である旨明記している。

<裁定の概要>

申立人の請求の法的根拠は明らかではないが、錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立契約について、申立人に錯誤（民法 95 条本文）があったと認めることはできず、申立人から無効を主張することはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条を適用して、裁定書に理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 保険料払込期間を「終身」とすることは、申立人も了承していたものと推認せざるを得ない。
 - ① 申込書には、主契約・特約の保険期間は「終身」、払込期間も「終身」であることが明記され、申立人が署名捺印をしていて、捺印は、「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書」受領欄にもなされている。保険証券にも、保険料払込期間が「終身」であることが明記されている。
 - ② 「意向確認書」には、保険料、保険料払込期間は提案の内容でよいか、等の質問事項が記載されており、申立人は、いずれの質問事項についても「はい」にマルを付け、これから申込みを行おうとする保険契約が自分のニーズに合致していることを確認する旨の欄に、契約者として自署している。

(2)また、下記のとおり「保険料払込期間を「終身」とすることは申立人も了承していた」との推認を覆すような特段の事情は認められない。

①医療保険は、保障期間、保険料の額・払込期間、保障内容の組み合わせで決められる。募集人は、「募集時にパソコンを利用して、これらの組み合わせを見せて、その中から申立人が選択した」と述べるが、この募集人の供述は、医療保険の内容を決める際のプロセスとして自然であり、不合理なものではない。

②契約申込みに至るまで、募集人は少なくとも2回は申立人宅を訪問しており、そのうち少なくとも1回は、申立人の夫が契約者となった変額保険と医療保険とを合わせ2時間程度の説明を受けたことは、申立人も認めるところであり、ひと通りの説明はなされたものと思われる。